

地籍調査の成果をご利用ください

・土地の境界の確認、所有者の確認ができます

※土地境界の復元（境界杭の復旧）は、原則個人対応となりますので、
境界杭は破損・亡失しないよう大切に保全してください。

・境界が明確となり、面積の正確な測量ができます

提供可能な地籍調査成果

- ・地籍図・一筆図座標（地積測量図）・座標成果証明（一筆図座標に公印を押印した図面）
- ・基準点（トラバー）座標一覧表・筆界点座標一覧表・換地図

活用例（個人）

- ・自身の土地の確認（一筆図座標等）
- ・分筆登記等の添付図面
- ・次世代への継承（境界確認）

活用例（自治会関係）

- ・土地境界等の確認（地籍図）
- ・所有者等の確認（地籍簿）
- ・自治会で管理する土地の管理図面
- ・各種事業等の申請資料
- ・次世代への継承（境界確認）
- ・里道、水路補修工事の資料

土地境界をめぐるトラブルの未然防止や
登記費用や測量費用が軽減できる場合があります



※成果は地籍調査または圃場整備終了時点のものであり、更新を行っていません。
最新の土地の異動状況については、法務局でご確認ください。